

答申第178号（諮問第237号事案）

答 申

第1 審査会の結論

宮城県知事は、本件審査請求の対象となった部分開示決定において非開示とした情報を、開示すべきである。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、令和2年4月2日、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、宮城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、下記に掲げる行政文書について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第15条第1項の規定による「建築工事届」（以下「建築工事届」という。）（第一面から第四面）のうち、

- ・個人情報に該当する部分 並びに
- ・第一面の「工事施工者」、「工事監理者」及び「除去工事施工者」に係る部分
- ・第二面の1のハの「資本の額又は出資の総額」
- ・第二面の2のイの「地名地番」
- ・第二面の6のホの「建築工事費予定額」
- ・第四面の8の「建築物の評価額」

を除いた部分。ただし、以下のアからエの全ての条件に該当するもの。

ア 建築主（第二面の1）の種別が「会社」

イ 敷地の位置（第二面の2）が、「仙台市」

ウ 工事予定時期（第二面の3）の始期（一段目）が「平成30年5月1日」
～「平成30年5月31日」

エ 利用関係（第三面の1のへ）が「貸家」

- 2 実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書（以下「本件行政文書」という。）として、「法第15条第1項の規定による『建築工事届』（全体〔第一面から第四面〕）」を特定した。

その上で、実施機関は、一部について開示をしない理由を次のとおり付して部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和2年4月16日付けで審査請求人に通知した。

条例第 8 条第 1 項第 2 号該当

対象行政文書には、氏名等、個人に関する情報が含まれており、特定の個人が識別され、公開することにより、個人の権利利益が害されるおそれがあるため。

条例第 8 条第 1 項第 3 号該当

対象行政文書には、建築した建物の利用等に関する情報が含まれており、公開することにより、建築主である法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるため。

- 3 審査請求人は、令和 2 年 5 月 8 日、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるものである。
ただし、「資金」(第三面の 1 のハ)及び印影の非開示については争わない。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び反論書において述べている内容によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 一部非開示の理由として「建築主である法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれる」ことが示されているが、この理由により非開示とされている項目が明確でなく、非開示の範囲が広すぎる。開示請求において除外した以外の項目は開示しても「建築主である法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれる」ことはない、あるいは公文書開示の必要性と比較衡量して非開示とする合理性はないと考える。
- (2) 建築計画概要書の閲覧制度は、行政文書公開制度とは別の目的をもった制度であり、同閲覧制度により閲覧できる情報を理由に非開示を決定することは、両制度の趣旨を没却し、理由として合理性がない。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書において述べている内容は、おおむね次のとおりである。

1 条例第8条第1項第2号該当

対象行政文書には、氏名、住所、携帯電話番号等が記載されており、これらは個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであり、条例第8条第1項第2号に該当するため非開示とした。

2 条例第8条第1項第3号該当

(1) 資本の額、建築工事費予定額、除却建築物の評価額等は、公開されることにより法人の経営状況等が明らかとなり、同業他社との競争関係において不利になるなど、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる。

(2) 建築した建物の利用等に関する情報は、公開されることにより法人の建築した貸家の工事数や戸数が明らかとなり、特定の法人の財産状況や経営状況等の推測が可能となるため、同業他社との競争関係において不利になるなど、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる。

(3) 工事期間や建築物に関する情報は、公開されることにより建築計画概要書との突き合わせが可能となり、貸家の建築主である法人が特定されることで、法人の財産の所有状況や経営状況が明らかとなり、同業他社との競争関係において不利になるなど、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、及び運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 本件行政文書について

審議の対象となる本件行政文書については、第2の2のとおりである。当審査会では、実施機関から本件行政文書の提供を受け、これをインカメラ審理によって実際に見分し、その非開示情報該当性を検討する。

なお、審査請求人は、第2及び第3に記載のとおり、開示請求の対象から個人情報に該当する部分等を除外し、審査請求の対象から「資金」（第三面の1のハ）及び印影を除外している。その上で、それ以外の条例第8条第1項第3号の理由により非開示とされた情報につき開示を求めていることから、審査会としてはその範囲に限って審査する。

3 本件処分の妥当性について

(1) 条例第8条第1項第3号の規定について

条例第8条第1項第3号本文は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの」を非開示事由として規定している。

(2) 条例第8条第1項第3号の該当性について

イ 本件審査請求の対象となっている項目は、次のとおりである。

第一面 届出年月日、建築主（法人）の氏名、郵便番号、住所及び電話番号、建築確認の確認済証番号、確認済証交付年月日及び確認済証交付者

第二面 建築主の業種、工事予定期間、工事種別、主要用途、一つの建築物ごとの内容の番号、用途、工事部分の構造、工事部分の床面積の合計、地上の階数及び地下の階数、並びに新築工事の場合における敷地面積

第三面 住宅部分の概要の番号、新設とその他の別、建築工法、種類、戸数及び工事部分の床面積の合計

第四面 主要用途、除却要因、構造種別、建築物の数、住宅の戸数、住宅の利用関係及び建築物の床面積の合計

第一面から第四面 受付経由機関記載欄に押印された印影、確認検査機関名及び建築物仮称

ロ 法第93条の2及び建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「法施行規則」という。）第11条の4第1号の規定により、特定行政庁（本件の場合仙台市）は、建築計画概要書（以下「概要書」という。）について、閲覧の請求があつた場合は、これを閲覧させなければならないこととされている。

建築工事届の項目の一部には、概要書で対象とされている項目と同一の項目があり、当該項目については、異なる行政文書中ではあるが前述のとおり閲覧が認められていることから、その内容は公知の情報

と言える。対象行政文書のうち、第一面の建築主の氏名、郵便番号及び住所、第二面の工事予定期間、工事種別及び新築工事の場合における敷地面積、並びに第三面の新設とその他の別、種類及び工事部分の床面積の合計がこれに該当する。

また、同じく公知の情報に当たるものとして不動産の登記事項がある。第四面の主要用途、構造種別、建築物の数及び建築物の床面積の合計は、不動産登記法（平成16年法律第123号）第119条第1項及び不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第197条第2項第2号の規定により、何人も登記事項証明書 of 交付を請求して取得できる情報又は登記事項証明書から容易に推測できる情報である。

同様に、第一面の建築確認の確認済証番号、確認済証交付年月日及び確認済証交付者は、法第89条及び法施行規則第11条の規定により工事現場に標示される情報であり、公知の情報と言える。

これら法令の規定により公にされている情報については、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれるとは認められないことから、条例第8条第1項第3号には該当せず、開示すべきである。

ハ 第二面の建築主の業種、主要用途、一つの建築物ごとの内容のうち番号、用途、工事部分の構造、工事部分の床面積の合計、地上の階数及び地下の階数、第三面の番号、建築工法及び戸数、並びに欄外に記載されている建築物仮称については、通常貸家を販売又は賃貸等の利用に供する際に一般に公にする情報、その他容易に推測できる情報であると考えられる。建築主の業種や貸家の戸数、その他前述の項目等が明らかとなっても、同業他社との競争関係において不利になるなど、当該法人の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれるとは認められない。

また、第一面の届出年月日、建築主の電話番号（個人としてのものは除く。）、受付経由機関記載欄に押印された印影、第四面の除却要因、住宅の戸数、住宅の利用関係、及び欄外に記載されている確認検査機関名については、そもそも明らかになることで法人に具体的不利益が生じるとは言い難く、事業活動が損なわれるとは認められない。

よって、これらを公開しても、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれるとは認められないことから、条例第8条第1項第3号には該当せず、開示すべきである。

4 結論

以上のとおり、本件処分のうち、審査請求の対象となった非開示情報について、当審査会は、開示すべきであると判断した。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 2. 6. 8	○ 諮問を受けた。(諮問第237号)
令和 2. 7. 20 (第405回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和 2. 9. 28 (第407回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和 2. 10. 23 (第408回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和 2. 11. 25 (第409回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

（令和2年9月30日まで）

氏名	区分	備考
青木ユカリ	特定非営利活動法人 せんだい・みやぎ NPO センター 常務理事兼事務局長	
蘆立 順美	東北大学大学院法学研究科教授	会長職務代理者
板 明 果	東北学院大学経済学部経済学 科准教授	
十河 弘	弁護士	会長
松尾 大	弁護士	

（令和3年1月7日現在）

氏名	区分	備考
青木ユカリ	特定非営利活動法人 せんだい・みやぎ NPO センター 常務理事兼事務局長	
板 明 果	東北学院大学経済学部経済学 科准教授	会長職務代理者
滝澤 紗矢子	東北大学大学院法学研究科教授	
千葉 達朗	弁護士	
松尾 大	弁護士	会長